## 大学院博士前期課程の在学期間短縮修了審査基準(申合せ)について

大学院規程第 18 条第 1 項ただし書きに規定する「ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。」の在学期間を短縮して修了させる場合の審査基準については、次のとおりとする。

## 1 在学期間を半年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある国際会議等において口頭発表(ポスターセッション論文を含む。)を1回以上行っていること。

2 在学期間を1年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が 一編以上掲載又は掲載決定されていること。

この申合せは、機械工学専攻、電気電子工学専攻、情報システム工学専攻、バイオ環境 化学専攻、マテリアル工学専攻に適用する。ただし、社会環境工学専攻については、別に 定める。

## <社会環境工学専攻>

○ 在学期間を半年短縮又は1年短縮する場合

所定の単位を修得し、かつ、審査機関のある学術論文誌等に主たる貢献をした論文が 一編以上掲載又は掲載決定されていること。

> 【参考】 (平成 18 年 6 月 21 日 研究科委員会確認) (一部改正 平成 24 年 4 月 19 日 教務委員会 承認)